出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

		<i>-</i> / 1	
事件番号	昭和 45(才)265	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	土地所有権移転登記手続請求	原審事件番号	昭和 44(ネ)80
裁判年月日	昭和 47 年 9 月 8 日	原審裁判年月日	昭和 44 年 11 月 8 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 26 巻 7 号 1348 頁		

判示事項	共同相続人の一人が相続財産につき単独所有者としての自主占有を取得したと
	認められた事例
裁判要旨	共同相続人の一人が、単独に相続したものと信じて疑わず、相続開始とともに
	相続財産を現実に占有し、その管理、使用を専行してその収益を独占し、公租
	公課も自己の名でその負担において納付してきており、これについて他の相続
	人がなんら関心をもたず、異議も述べなかつた等原判示の事情(原判決理由参
	照)のもとにおいては、前記相続人はその相続のときから相続財産につき単独
	所有者としての自主占有を取得したものというべきである。

全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人大滝一雄の上告理由について。

原審の適法に確定したところによれば、昭和一五年一二月二八日訴外Dの死亡に

より同人所有の本件土地について、遺産相続が開始し、原判示の続柄にあるE、F 、上告人A1、上告人A2、上告人A3の五名が共同相続をしたが、そのうちFが昭和一八年二月一日死亡したので、原判示の続柄にあるG、H、I、J、Kの五名が同人の遺産相続をしたものであるところ、EはD死亡当時D家の戸主であつたので、当時は家督相続制度のもとにあった関係もあり、家族であるDの死亡による相続が共同遺産相続であることに想到せず、本件土地は戸主たる自己が単独で相続したものと誤信し、原判示のような方法で自己が単独に所有するものとして占有使用し、その収益はすべて自己の手に収め、地租も自己名義で納入してきたが、昭和三〇年初頃長男である被上告人に本件土地を贈与して引渡し、爾後、被上告人においてE同様に単独所有者として占有し、これを使用収益してきた。一方、前記亡F、上告人A1、上告人A2、上告人A3らは、いずれもそれぞれDの遺産相続をした事実を知らず、Eおよび被上告人が右のように本件土地を単独所有者として占有し、使用収益していることについて全く関心を寄せず、異議を述べなかつたというのである。

ところで、右のように、共同相続人の一人が、単独に相続したものと信じて疑わず、相続開始とともに相続財産を現実に占有し、その管理、使用を専行してその収益を独占し、公租公課も自己の名でその負担において納付してきており、これについて他の相続人がなんら関心をもたず、もとより異議を述べた事実もなかつたような場合には、前記相続人はその相続のときから自主占有を取得したものと解するのが相当である。叙上のような次第でEしたがつて被

上告人は本件土地を自主占有してきたものというべきであり、これと同趣旨の原審の判断は 相当である。所論引用の判例は事案を異にし、本件に適切でない。原判決に所論の違法はな く、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

(裁判長裁判官 岡原昌男 裁判官 色川幸太郎 裁判官 村上朝一 裁判官 小川信雄)

※参考: 判例時報 685 号 92 頁